

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
医療防疫車	<p>国、地方自治体、日本赤十字社、医療法に基づく病院又は診療所等において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、医師又は看護婦等の用に供する椅子を有すること。 2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。 3 健康診断、治療等に伴い用いる医薬品等を収納する棚等を有すること。 4 1の設備には、適当な室内照明灯を有すること。 5 2の装置等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより2の装置を作動させるものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有すること。 6 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（この規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（当該通路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあつては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療等のための寝台及び椅子は乗車定員を算定しないものとする。 ・医療法（昭和23年法律第205号）第7条、第8条 ・獣医療法（平成4年法律第46号）第3条 ・当該自動車の使用者が、医療法に基づく病院又は診療所等であることを証する書面又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者であることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ただし、国、地方自治体、日本赤十字社である場合には不要とする。